

令和2年度射水市国民健康保険運営協議会

会 議 録

1 日 時 令和2年12月3日(木)
開議時刻 14時00分 閉議時刻 15時05分

2 場 所 射水市役所本庁舎 302会議室

3 出席委員 11名

被保険者代表	石黒勝久、尾上清逸、中田正憲、岡田静子
医師・薬剤師代表	木田和典、島多勝夫、奥村俊晴
公益代表	二瀬保邦、塚本清(会長)、亀谷順子、森下恵子

4 欠席委員 1名

医師・薬剤師代表	摂津樹
----------	-----

5 当局の出席者

- ・福祉保健部長
- ・福祉保健部次長
- ・収納対策課長
- ・保険年金課長
- ・保険年金課長補佐
- ・国保・年金係係員2名

6 会議日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議題
 - ・仮係数による令和3年度国民健康保険税等について
 - ・射水市国民健康保険財政の現状と今後の見通しについて
- 4 閉会

〔会議内容〕

1 開 会 保険年金課長より開会宣言

2 会長挨拶 塚本会長挨拶

3 議 題 (事務局資料説明)

(1) 仮係数による令和3年度国民健康保険税等について

(2) 射水市国民健康保険財政の現状と今後の見通しについて

4 協議・意見交換

(1) 仮係数による令和3年度国民健康保険税等について

委 員 今回、コロナの影響で受診抑制があつて、全体的に医療費が下がるイメージがあつたが、結局、高額な医療費があるので、あまり令和3年度の納付金が下がらなかつたということによいか。

事 務 局 令和3年度の納付金は、平成30年度と令和元年度の医療費をもとに計算されており、コロナの影響が生じてくるのは令和4年度以降の納付金の計算になる。

(2) 射水市国民健康保険財政の現状と今後の見通しについて

委 員 65歳から74歳の被保険者数9,224人がいて、その中から半分くらいの人数が後期高齢者医療に移っていく時期と、基金の残高がなくなる時期は、同じくらいの時期であるか。

事 務 局 令和4年度から昭和22年生まれの団塊世代が抜けていくため、基金の残高がなくなる時期と重なる。

委 員 国民健康保険税の滞納は年間何パーセントぐらいあるか。毎年同じくらいのパーセントか。

事 務 局 現年度分は令和元年度の収納率は96.2%である。ここ2、3年は同じような収納率の推移である。

委員 ということであれば、毎年だいたい4%ぐらい滞納していることになる。なぜこのようなことを聞いたかというところ国民健康保険税率を改定しても同じような推移をたどっていくのではないかと、いうことを懸念したため聞いた。

事務局 滞納率について言えば、平成29年度は5.8%、平成30年度は4.4%、令和元年度は3.9%と徐々に少なくなっている。

委員 射水市の国民健康保険財政が厳しいということはよく分かったが、年金生活者が多くなり、収入が減ってくる中で持ち家率の高い富山県では固定資産税や持ち家に対する火災保険といった支出も増える被保険者も多くなってくると思われる。射水市全体の中でそのような平均的なサンプルをとって計算したのか。

事務局 資料2の3で、令和5年度の一人当たり不足額が9,928円と推計している。令和5年度までにある程度、不足額を解消すると見込んだ場合、令和5年度の時点で9,000円程度の国民健康保険税の値上げは必要と考えている。税改定のイメージであれば9,000円を一度に上げると大きな負担となるので、令和3年度から令和5年度の3年間で改定していきたいと考えている。配布した国民健康保険税の税改定についてのイメージ図でいえば、令和3年度に3,000円の値上げ、令和4年度に3,000円にプラスの値上げ、令和5年度にさらに3,000円のプラスの値上げをする。毎年、均等に3,000円ずつ値上げしていくことで、令和5年度に不足額を解消するのがイメージ1である。イメージ2は、令和3年度はコロナの影響を考慮して値上げ幅を2,000円と減らし、残りの2か年度で、一人当たり不足額の9,000円を解消する値上げを実施するようなイメージである。イメージ3は、令和3年度は国民健康保険税の値上げを止めておいて、令和4年度と令和5年度で均等に値上げしていくことで、1人当たりの不足額を解消するイメージである。国民健康保険税は所得割、定額の均等割と平等割があるので、細かくシュミレーションをしないといけないところであるが、被保険者一人一人で所得に違いがあるので、必ずしも1人当たり3,000円あがるわけではない。所得割で増額する分、均等割や平等割で増額する分をシュミレーションし、細かく検討したい。基金を入れながら、国民健康保険税の値上げ幅をならしていくようなイメージ

で考えている。

委員 令和3年度に3,000円値上げして、令和4年度に6,000円上げるよりも、令和3年度値上げせずに令和4年度に6,000円上げたほうが被保険者にとっては楽なのではないだろうか。毎年3,000円ずつ値上げすることで被保険者からより多くの金額をとることになる。令和4年度に6,000円、令和5年度に9,000円値上げするほうが負担する金額が少なくなるので、被保険者にとって楽になるはずである。

事務局 基金残高2億円を確保することが必要であり、本来であれば9,000円国民健康保険税を値上げしたいところではあるが、一度に9,000円値上げするのは被保険者にとって負担が大きくなるので、基金を入れながら、国民健康保険税の値上げ幅を抑えていくという考えである。

委員 コロナの影響もあるので、令和3年度は国民健康保険税の値上げを止めて、令和4年度と令和5年度で均等に値上げするイメージ3の改定案のような配慮が運営協議会として必要なのではないか。

事務局 国民健康保険税の値上げを見送ることによって、その分基金残高も減っていくことも事実としてある。

委員 基金残高を2億円残しておく意味はあるのか。

事務局 医療費については、現在の状況からすると今後も伸び続けていくことが予想されている。国民健康保険税を値上げしたとしても、その後、不足額が生じる可能性は十分考えられる。いざ不足額が生じた際に補填するのは、基金以外にはない。基金残高をある程度保持しておかなければ、実際不足額が生じた時には、借入する必要がある。借入した金額は、後の世代の納付金で納めていく必要が出てくる。

委員 県単位化により、県で調整しているのだから、射水市は借入する必要はあるのか。

事務局 県単位化により、県で調整しているが、お金の出し入れは市町村

ごとなので、借入する必要が生じてくる。

委員 基金残高が過去3か年の保険給付費平均の5%というのは決まっているのか。

事務局 必ずというわけではないが、概ね過去3か年の保険給付費平均の5%とされている。借入を行うことで、借入した金額を返還することも考慮しなければならなくなるので、次の国民健康保険税率を改定する際に、さらに税率が高くならざるを得なくなる。

委員 どこから借入するのか。

事務局 県から借入することになる。県で財政安定化基金を持っており、もし不足額が生じた場合には、そこから借りることになる。翌々年度からの3年間で返すことになり、その際に負担が生じることになる。

委員 借入してまで無理することはないのは、運営上妥当だと思うので、借入しないで運営していくことについては賛成である。ただし、来年度もコロナの影響は続くので、令和3年度に国民健康保険税を改定するのはどうかという気がする。

委員 基金残高が2億円というのは確定した事実なのか。

事務局 確定した事実ではないが、市としては、来年度どのような状況になっていくか不明なので、基金を2億円確保しておき、来年度万が一、不足額が生じた時に、基金を充てて対応していきたいと考えている。

委員 今後、議会で基金残高を1億円にしようという話もでてくる可能性もあることでよいか。基金が2億円というのは決定事項でないということによいか。

事務局 実際は、保険給付費平均の5%は2億8千万になる。

委員 基金が2億円必要であるというのが、先走った話になっているが決定事項ではないのでよいか。

事務局 市としては基金が2億円あれば、翌年度以降も十分に対応できると考えている。

委員 やはり基金が2億円あることの必要性についての話に戻ってしまうが、基金を2億円残すかどうかについては、決定事項ではないということによいか。

事務局 基金残高見込みが4億1千万であり、現在の国民健康保険税率のまま、これまでと同じペースだと毎年1億5千万ずつ切り崩していかなければいけない。基準とされている保険給付費平均の5%である2億8千万にすぐに減ってってしまう。少なくとも基金を2億円確保しておきたいと考え、国民健康保険税率は上げざるを得ない。

委員 基金2億円という金額自体については討論にあがらないのか。

事務局 はい。

委員 情勢が厳しいから、今年度は、少し抑え目という話ではないのか。

事務局 難しいと考えている。

委員 先ほど不足額が生じる際に話をしていた3,000円というのは1世帯あたりの金額か、もしくは一人当たりの金額か。

事務局 一人当たりの金額である。

委員 4人世帯で12,000円となると、結構大きな金額になる。

委員 行政側としては、1年に3,000円ずつ上げていかないと国民健康保険財政上不安であるという発想であり、運営していく上で基金を確保していきたいというのが本音だと思う。一方で他の委員の方が話したとおり、コロナ期の中で負担を増やすのは厳しいという意見もある。運営上でいくと当局の提案するやり方でやっていくことがスム

一ズに行くという気はするがどうだろうか。

今回は、結論を出すというわけではなく、委員の方の意見を聞いた上で、委員から国民健康保険の税率改定について、このような意見があったということによいか。

事務局 財源が足りなくなってきていて、これまでは、過去に国民健康保険税を払った方の残りが基金に積みあがっていたので、平成20年度から国民健康保険税を上げていない状況だった。今までは被保険者が応益を受けていた分よりも負担が少なかった。現在は被保険者の応益に合わせて、負担を増やさざるを得ない状況にある。射水市は県内でも一番低い国民健康保険税率であり、この後、県で統一化した国民健康保険税率にしていく予定であるため、それに向けて国民健康保険税率を少しずつ上げていく必要がある。

委員 行政としては、県統一化した保険税率に向けて、少しでも近づけておくことで、将来的にはその方が良いのではないかという話である。

事務局 保険税率の上げ方として、3つの案を提示したので委員の方の意見をもらえればということである。

委員 委員の方に一言ずつ意見もらえれば。

委員 議会に提示するにしても運営協議会の了承を得たということではなければいけないということによいか。

事務局 実際に運営協議会の了承を得るのは、来年2月にもう一度行なわれる運営協議会になる。来年2月の運営協議会で、市長から諮問を受けて、運営協議会で答申という形で、その時に決まった税率、金額、いつから開始するのか具体的なものを市長に渡すことになる。本日の運営協議会は委員の方から、国民健康保険税率の改定について、様々な意見を聞きたいと考えている。

委員 今回の運営協議会で国民健康保険税率の改定を了承したということをしていないということによいか。

事務局 今後、国民健康保険税率の改定について協議をしていかなければ

ならないことを12月議会で示していくことになる。

委員 議会に反映するという話であれば、運営協議会のほうである程度了承があったということでないと思わないで議会に出せないと思ったので。

委員 以前から被保険者の方が負担していただいた国民健康保険税が基金に積みあがっていて、いつまでも基金を活用するというのはよくなくて、ある程度のところまで税率のレベルを上げておかなければならないと、次に県で統一化した国民健康保険税率になっていくにあたり、都合が悪いという意見だと思う。今後の流れからすると、ある程度、国民健康保険税の税率を上げていかなければならないという風には思っている。

委員 平成20年度に国民健康保険税率が上がった時は、どのくらいの税率が上がったのか。

事務局 平成20年度に射水市が国民健康保険税率を上げた時にはどのように上げたかについてだが、まず、平成17年度に射水市が合併して、その時は旧5市町村が別々の国民健康保険税率だった。平成20年度までは、旧5市町村が別々の国民健康保険税率で実施していくということが決まった。3年間は不均一課税といって、住んでいる地区によって異なる国民健康保険税率を使っていた。平成20年度からは一つの国民健康保険税率に合わせていくことになり、その当時に旧5市町村の中で一番国民健康保険税率が高かった旧新湊市の国民健康保険税率に合わせるようになった。その時は、基金が不足したからという意味ではなく、同じ射水市になったからということで一つの国民健康保険税率になっていた。今回のように、基金が枯渇して国民健康保険税率を上げるという話は、射水市になって初めてのことである。

事務局 合併して射水市になってから、基金が最も多かった時期の金額でだいたい9億円ぐらいである。

委員 ということであれば、今まで基金を食いつぶしてきたということになる。

事務局 前に国民健康保険税を納めていただいた方の貯金を崩してきたこ

とになる。

委員 射水市の税率は県内でも低いので、県の方に税率を近づけていって、最終的には県と一緒にいって行く中で、ある程度のことをしておかないと都合が悪くなっていくことになるのは、皆さん考えていることだと思う。私たちも最終的に県で統一化した国民健康保険税率になっていくとしても、急に上がっても弱るところがあるので、その辺は考えていって欲しい。

委員 そうすると県が提示している標準の保険料率に各市町村があわせていかないといけないのか。

事務局 県全体で統一的な国民健康保険税率になる。

委員 最終的に県全体で統一の国民健康保険税率になった時は、税率は高くなると思うが、そこに至るまでに税率を少しずつ上げていかなければならないのではないかということをお聞きしているのではないかと。

5 閉 会 塚本会長より閉会宣言